

現 行

見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
教科に関する科目 ※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること			8	8	4
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割		2	2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6	6	4
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
	教育課程の意義及び編成の方法		22	22	14
	各教科の指導法(一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)				
	道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)				
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法		4	4	4
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
	進路指導の理論及び方法				
教育実習			5	5	5
教職実践演習			2	2	2
教科又は教職に関する科目			34	10	2
			83	59	37



各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(アクティブラーニングの視点に立った授業改善並びに情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。		30	30	16
教育の基礎的理 解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(アクティブラーニングの視点に立った授業改善並びに情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法		10	10	6
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		7	7	7
大学が独自に設定する科目			26	2	2
			83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

【中学校】

現 行

見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
教科に関する科目			20	20	10
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			2	2
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6	6	4
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法		12	12	4
	各教科の指導法				
	道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)				
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法		4	4	4
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
	進路指導の理論及び方法				
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目		32	8	4	
		83	59	35	



各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法(アクティブラーニングの視点に立った授業改善並びに情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)		28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(アクティブラーニングの視点に立った授業改善並びに情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法		10	10	6
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		7	7	7
大学が独自に設定する科目			28	4	4
			83	59	35

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

【高等学校】

現 行

見 直し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種
教科に関する科目			20	20
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割		2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
	進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6	6
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程の意義及び編成の方法		6	6
	各教科の指導法			
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法		4	4
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
	進路指導の理論及び方法			
教育実習		3	3	
教職実践演習		2	2	
教科又は教職に関する科目		40	16	
		83	59	



各科目に含めることが必要な事項			専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ ■各教科の指導法(アクティブラーニングの視点に立った授業改善並びに情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)		24	24
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 総合的な学習の時間の指導法 ロ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術(アクティブラーニングの視点に立った授業改善並びに情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ヘ 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法		8	8
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位まで含むことができる。)(3単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		5	5
大学が独自に設定する科目			36	12
			83	59

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

【幼稚園】

現 行

見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
教科に関する科目			6	6	4
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割		2	2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6	6	4
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法		18	18	12
	保育内容の指導法				
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法		2	2	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実習			5	5	5
教職実践演習			2	2	2
教科又は教職に関する科目			34	10	0
			75	51	31



各科目に含めることが必要な事項			専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	イ 領域に関する専門的事項 ロ 保育内容の指導法(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善並びに情報機器及び教材の活用を含む。)		16	16	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 教育の方法及び技術(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善並びに情報機器及び教材の活用を含む。) ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		4	4	4
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)		7	7	7
大学が独自に設定する科目			38	14	2
			75	51	31

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。